

2月22日 会員懇談会 レポート

規制改革会議委員の問題提起

規制改革の揺り戻しは許されない



草刈隆郎委員長をはじめとする規制改革会議の委員9名が、2月22日に開かれた会員懇談会に出席し、規制改革の現状と問題点に関するアピールを行った。規制改革会議の委員は全15名で、そのうち9名がそろって講演を行うのは異例のこと。「政治的逆風の中、経済同友会のご支援に対する熱い期待」(草刈氏)ゆえに実現した会合であった。当日は規制改革会議の専門委員6名も会場に詰めかけた。

冒頭、桜井正光代表幹事が挨拶を行い、「特に政治の世界で規制改革に対する熱意が弱まっている。今一度、エンジンをかけ直す必要がある」などと述べた。

続いて、草刈氏が規制改革をめ

ぐる全般的問題意識を、ほかの8名の委員が各担当分野での取り組みを、それぞれ報告した。

その後の質疑では、規制改革委員会の小枝至委員長が、「皆さんの問題意識は、われわれも共有するところだ。それに加え、『今、規制に守られている人も、改革が進まないと被害者になる可能性が

ある』ということをお訴えいただきたい」と述べた。これに対しては八田氏、草刈氏、松井氏から賛同の発言があった。

最後に桜井代表幹事が「規制改革は日本経済再生の鍵で、流れを止めてはいけない。今後とも規制改革会議との交流を深めていきたい」と述べ、会合を終えた。

◆ 会員懇談会に出席した9名の規制改革会議委員 (発言順)

草刈 隆郎氏	規制改革会議 議長／日本郵船 取締役会長／日本経団連 副会長
八田 達夫氏	規制改革会議 議長代理／政策研究大学院大学 学長
松井 道夫氏	松井証券 取締役社長
福井 秀夫氏	政策研究大学院大学 教授
安念 潤司氏	中央大学法科大学院 教授
有富 慶二氏	ヤマトホールディングス 取締役会長
本田 桂子氏	マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン ディレクター
中条 潮氏	慶應義塾大学商学部 教授
米田 雅子氏	慶應義塾大学理工学部 教授／NPO法人建築技術支援協会常務理事



構造改革路線への復帰が必要 規制改革はそのためのツール

規制改革会議は昨年1月に発足し、5月に第1次答申、12月に第2次答申を出した。第2次答申の中には、各省庁が今年度中の取り組みをコミットした事項が90項目盛り込まれている。第2次答申を最大限に尊重するという点は閣議決定されており、現在は、19年度中措置事項の進捗を各省庁からのヒアリングなどを通じて厳しく監視しているところだ。今年の3月には、「規制改革3か年計画」が閣議決定されることになっている。6月にはわれわれの会議の問題意識を集約し、改革テーマの本質に迫る「中間取りまとめ」を作成する予定である。

今日の政治、経済の運営状況を見るにつれ、暗澹たる思いを禁じ得ない。「失われた10年」といわれる時を経て、「財政規律と歳出削減を実現し、わが国の持続的成長に全力を傾ける以外にグローバル競争を勝ち抜く道はない」ことを学習したはずだ。だからこそ、

財政出動・バラマキ路線と訣別し、構造改革路線に舵を切ったのではなかったのか。ところが最近の流れは、改革疲れ、ふるさと創生時代への先祖返りの先陣争いをしている感がある。改革課題を放置しては、あっという間に日本は沈没するだろう。海外では、グローバル競争のプレーヤーとして失格だとの酷評までである。

労働力人口減少による生産性縮減、社会保障制度存続の危機などのハンディキャップを抱える中、「一刻も早く構造改革路線に復帰し、経済成長を極大化していく。その上で、財政再建、国家的将来課題に対処する」ことこそ、正道だと確信している。そのための有力なツールのひとつが規制改革である。1990年代前半を基準に、規制改革による利用者メリットは、2005年度までの十数年間で18兆円超になるとの試算もある。

民生部門の規制改革は相当程度進んだ。問題は官製事業部門で、

この改革こそが本命だ。昨年10月発表の経済同友会の提言『国民生活の向上と市場創造の実現に向けて』をよく読ませていただいたが、問題意識はまったく同じである。今後の成長促進と歳出削減に向けては、農林水産業、医療、教育、保育、金融、官業にまつわる事業、という6つの官製市場が規制改革の核心だと痛感している。特に指摘したいのは次の4点である。①最近の輸入農産物の急騰が、日本農政の抜本改革の契機になると期待したい。②医療分野には歳出削減と成長の糧がごまんとある。③保育については、厚生労働省の「措置」思想を壊すことが先決だ。④官業関連では、独立行政法人の徹底的縮減と特別会計の圧縮がポイントとなる。

また、われわれの主張に説得力を持たせるために、規制改革が実現した際の成長寄与の試算を行うことも考えている。

規制改革会議自体は8条委員会、審議会であり、省庁に対する権限を持っていない。経済同友会をはじめとする経済団体やマスコミ、世論のサポートがなければ力を発揮できないのであり、引き続きご支援をお願いしたい。

◆ 規制改革会議の取り組みスケジュール

- 2007年1月 内閣府に規制改革会議を設置
- 2007年5月 第1次答申を決定
- 2007年6月 第1次答申に基づき「規制改革推進のための3か年計画」を閣議決定
- 2007年12月 第2次答申を決定
- 現在▷▷▷ **19年度中措置事項の進捗チェック**
- 2008年3月 第2次答申に基づき「3か年計画」の改定を閣議決定(予定)
- 2008年6月 改革テーマの本質に迫る問題意識を述べた「中間取りまとめ」を作成(予定)

八田 達夫 氏

主に農業分野を担当

農業生産法人の要件緩和で 実質的な企業参入拡大が可能

われわれの基本的な問題意識は、農業分野に株式会社がもっと参入できなければならない、というものだ。委員になるまでは、農地の賃貸を自由化すればいいと考えていたが、それでは不十分だとわかった。銀行は農地を担保に取らないため、農家は金を借りる際に農協に頼らざるを得ない。こうした根本の問題に対処するためにも、農家以外でも農地を所有できる仕組みが必要だ。

ただし、現在の仕組みでも農業

生産法人であれば農地を所有できる。従って、「農業生産法人の4分の3は農家もしくは農業生産者でなければならない」とする構成要件を、大幅に緩和すれば、企業の参入の余地は広がる。もうひとつ「事業要件」の問題もある。「農産物を生産しなければいけない」という要件があるため、例えば、米ぬかを使った化粧品の製造も、良質の水を飲料水として販売することもできない。経営の自由度を与えるために、農作物プロパ



ーは売上げの、例えば10%以上でさえあれば残りは自由にしている、というような要件緩和を行うべきだ。農業生産法人に関する2つの要件緩和さえ行えば、現行の農地法の枠内であっても、相当程度の企業が実質的に参入してくるだろうと考えている。

松井 道夫 氏

医療を担当

医療崩壊は明日の問題ではない 現物配給制の抜本的見直しを

食管制度と同様、医療も配給制度で維持しようとしてきたところに、そもそもの問題がある。医療費は現在30兆円ちょっとで、団塊世代が75歳を迎える2025年には60兆円にもなるといわれている。国民皆保険はいいとしても、現物配給制では60兆円規模のものをコントロールできるはずがない。医療に対するニーズは多様化しており、市場システムを組み入れなければ問題は解決しない。もちろん、すべてを市場原理に任せ

ろというつもりは毛頭ないが、官が統制できると勘違いしているからさまざまな問題が発生しているのだ。

昨年末、草刈議長とともに福田総理に面会した際、レセプト・オンライン義務化で健保の負担が毎年数百億円近く削減できると訴えた。支払基金の問題だ。レセプト審査・請求の事務処理に、健保分だけで年間約800億円の予算を使い1万人が携わっている。電子化すれば、国保分も合わせて年間約



2,000億円の費用が劇的に削減できるはずだが、厚労省にはまったくやる気が感じられない。今のままでは、保険料負担の増大に企業も個人も耐えられなくなる時がくるだろう。そうなる前に、具体策を早急に打ち立てなければ、国民皆保険という制度は音をたてて崩れ去るのは目に見えている。

福井秀夫氏

教育・研究、労働、土地・住宅を担当



「学習者主権」に基づいた 初等・中等教育の改革が必要

われわれは、初等・中等教育に特に問題意識を持っている。これまでの教育学、教育行政は先生の方を向いていた。今後は『学習者主権』の下、先生を創意工夫の面で競わせるべきだ。具体的には、学校選択制、バウチャー制、評価制度などが重要課題だ。大学・研究分野でも新しい試みに取り組んでいる。米国政府は優れた個別の研究そのものに予算配分しているのに対し、日本の文部科学省はブランド大学そのものの強化を指向

している。ここにメスを入れ、研究と教育を分離し、教育面は学生数に応じた予算配分を、研究面は事後評価に基づく研究費配分を行う方向に転換させつつある。

労働分野では、「今のような画一的な労働者保護は、かえって格差や学歴社会を助長する」という考え方に立っている。「解雇を規制すると、そのシワ寄せが特に新卒者の労働市場にいく」といったロジックを理解してもらおうと努力しているところだ。

住宅・土地に関する大きな課題のひとつが民間競売である。民間競売導入で競売期間を短縮すれば、景気回復の大きなテコになるはずだ。もうひとつの課題がマンションの建て替えである。法改正を行い、より簡便な手続きで建て替えを促進することは、安全性向上の面からも望ましいと考える。

安念潤司氏

主に官業改革を担当



官業を民間に開放させるか、 やめさせることが我々の仕事

日本政府は、民間でもできる、あるいは現に民間が行っているビジネスを、驚くほどの規模と範囲で展開している。国だけで90万戸超の賃貸住宅、約200の病院、90の大学を経営している。当たり前の話だが、これらは民間でできることだ。随意契約でファミリー企業を養っているようなところもある。われわれの任務は、民間でできるビジネスを民間に開放させること、もしくは、不要な事業はやめてもらうようにすること

である。

官庁との議論では、「事業をやめた場合、参入してくる民間がいるのか」といった反論が、必ずといっていいほど出る。官業それ自体は規制でも何でもなく、民間が参入してはいけないと決まっているわけではない。しかし、官業は税金を払わず、赤字になれば補助金で補填してもらえらる。だから、民間は官業分野を回避するようなビジネスモデルをつくる。民間が簡単に参入するはずなどないの

だ。官庁側はこの点を突いて、「民間が参入しないのならわれわれでやるしかない」と主張する。予想の範囲内の論理展開だが、官庁の主張に再反論するのは難しい。経済界の方々には、「こんな分野に参入したい」という声を上げていただきたい。そうすればわれわれとしても大変心強い。

有 富 慶 二 氏

貿易手続きの改革、海外人材関連を担当

対応を約束した事項ですら サボタージュしていた例も

輸出手続きの迅速化につながる規制改革が実現の見込みであり、報告したい。保税エリアに輸出する荷物を入れた後に輸出申告をしなければならないという規定を一定の要件の下、搬入することなく輸出申告できるようにすることで、財務省とほぼ合意に達した。また、税関には24時間職員が勤務しているが、現在、平日の8時30分から17時以外の時間の通関には臨時開庁の申請が必要で、しかも有料になっている。この臨時

開庁の申請手続きを廃止し、いつでも無料で通関が行えるような見込みになった。

海外人材関連とは、適法に入国した外国人が健全に暮らせるように制度上の問題をただしていくというものだ。外国人の場合、住民基本台帳に相当するデータベースが存在せず、税金や社会保険料の納付率が低い。一方で、行政サービスが受けられないという問題にもなっている。この問題を解決すべく、前身の組織である「規制改



革・民間開放推進会議」が、制度設計や立法措置などを約束させていた。しかしわれわれが調べたところ、法務省、総務省は何とサボタージュしていたのだ。公開ヒアリングを行うなどした結果、ようやく前向きに行動を起こさせるところまで来た。今後とも継続して監視していきたい。

本 田 桂 子 氏

主に生活・環境分野、金融を担当

廃棄物処理が細分化され、 非効率で再生も進まない

日本の場合、廃棄物を産業廃棄物と一般廃棄物とに分け、それをさらに地域ごとに区分し、その中で収集・運搬と処分の免許が異なるという、非常に細分化された廃棄物処理を行っている。不法投棄防止と歴史的経緯への配慮から現行の制度になったのだが、結果として、日本の廃棄物処理は極めて効率が悪い。なおかつ、リサイクルが進まないという状況にある。今回、「広域認定制度における他社製品の回収」に関して、「共同

申請者の製品やOEM製品の回収は可能」であることを明確化させた。行政には、その点の周知徹底を要請している。廃棄物の再生でも、同様の広域的対応が要請されているのではないかと。経営者の皆さまには、この点に関する具体的な要望をお聞かせいただきたい。

もう一点、排出権取引について申し上げたい。各省で同じものに対する呼称が、「排出権」「排出量」「排出クレジット」と異なっている。このあたりのレベル合わせか



ら始めなければならないのが実情だ。日本ではキャップは設定されていないが、すでに排出権を購入した企業がある。しかし、排出権のバランスシート上の処理について、当面の指針しか示されていない。困惑している企業もあると考えているが、この点もご教示いただければありがたい。

中 条 潮 氏

運輸、通信・放送、法務、各種資格、競争政策、基準認証などを担当

空港の外資規制法案は 廃案にする必要がある

1月の半ば、国土交通省は突如として空港に対する外資規制の法案を提出する方針を示した。この1カ月あまり、硫黄島なみの激しい戦いを国交省と繰り広げてきたが、今後の展開は予断を許さない情勢にある。

一部の政治家は、外資とテロリストの入国を結びつける単純な論理で法案に賛同している。テロや戦争への対応には別の法律があり、その強化できちんと対処すべきだ。そもそも、空港に対する外

資規制はテロ対策にはなり得ない。それよりも、「日本をもっと開かれた国にしていく」というメッセージを世界に発信していかなければ、日本に対する投資は減ることになるだろう。

外資規制ばかりに注目が集まっているが、この法案には、実は隠されている問題点が2つある。ひとつは、「3空港（中部、成田、関西）以外、これ以上の空港の民営化は簡単にはできない」という仕組みになっている点。もうひと



つは、「2000年に航空の自由化が認められていて、今さら航空法を改正するわけにはいかない。だから、空港の法律を使って航空会社をコントロールしていこう」という意図が見られる点である。

この法案は廃案にしなければならない。経済同友会の方々にもご協力をお願いしたい。

米 田 雅 子 氏

農林水産業、地域振興、および規制改革要望の受付を担当

規制改革会議は、地域の 視点からの改革を行っている

「規制改革は地方に冷たい」との声がよく聞かれる。しかし、地方からも規制改革の要望はたくさん出ており、われわれはしっかりと受け取っている。その中で力を入れて取り組んでいるのが、補助金適正化法の弾力運用である。例えば、「余っているスクールバスを地域のコミュニティバスとして運行できない」「学校用給食センターで高齢者向けの給食の調理はできない」「市町村合併で余った公民館や学校を産業振興用施設と

して使えない」。いずれも補助金適正化法によって、「当初決められた用途以外に使用する際は、大臣の許可を得るか、補助金の全額を返還しなければならない」と規定されているためである。それを何とか弾力的に運用できないかと努力している。すでにいくつかの成果を挙げつつあり、地域に根差した生活者の視点からの規制改革も行われていることを理解していただきたい。

内閣府では、年2回（6月、10



月）に、規制改革に関するあらゆる要望を広く国民から受け付けている。個人、企業、団体、どのような立場からでも要望を出していただきたい。具体的な事例がたくさん集まることで、われわれ委員が省庁と実質的な折衝を行いやすくなる。ぜひ、規制改革要望受付の制度を活用してほしい。